

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）

遠藤 興 一

5 民間社会福祉の育成——全養協を中心に

民間社会福祉施設は基本金収入、会費収入、事業収入に加え、国や自治体からの補助金、助成金、そして戦前なら下賜金を収入源とし、臨時の寄付金収入がここに加わることが一般的である。こうした財政事情のもとにおいて設備投資が必要になった場合、例えば新築、増築等一時に多額の資金を必要とする場合、財源措置は極めて難しい。戦前は皇室関連基金や民間財団、更には公的資金の導入も比較的容易であったが、戦後は公私分離の原則が明確化したことにより、それも難しくなった。こうした状況を打開するために取り組まれたテーマが「社会事業金庫」の新設であるが、背景に触れてみよう。

社会事業の大宗は委託費であるが、これは日常の保護費、措置費に充当せられて余裕なく、借入金の元利を支払うことは困難であるから、借入金によって事業の拡張改善を図ることは望めない⁽¹⁾。

そこで社会事業金庫、社会福祉事業振興会の設立を求める声が拡がり、法制化の動きが進み、公的資金を導入する途が開かれるようになった。まず“金庫”設置のための論議が始まり、昭和28（1953）年8月、社会福祉事業振興会法の公布となった。こうした動きのなかで、

松島は積極的な導入論者として次の様な発言を残している。

振興会法の必要性は、現代日本に於ける社会福祉事業施設活動の上に民間施設の地位及重要性を確認し、これを資金枯渇の状態より解放し、能率化して民衆の福祉に寄与する態勢を取られたことが確実に民衆の利益である事情を確認し、その必要性をよりよく理解して出発すべきである⁽²⁾。

かつて松島は、公的支配を受けたくないという主張を明確に出さないのはよくないという批判を、高島巖から受けたことがある。しかし、松島の真意は私設社会福祉の民間性を強調することと、公的責任を明確化することは問題が別であるという持論があり、このことへの誤解から生じたもの。松島は戦前から行政の公的責任を追求し、戦後もその点は変わっていない。むしろ、それを追求したことで昭和30年になり遠藤省三、丹羽昇から批判を受けたくらいである。措置委託制度は民間社会福祉施設にとって所与の前提であり、経営者に数多の運営条件を提供していることはいうまでもない。その点は松島も同様で、「民間社会事業に対し、委託するとか、公けの支配に属するとかいう考え方は、国の責任の分担であり、対象者に対する福祉保障の確保という一点において、国、地方公共団体、

民間社会事業の三者がなすサービスにおいて、それぞれ差等を設けらるべきものでなく、地方公共団体、民間社会事業はこの際、寧ろ活発なサービス活動を展開し、国自身が最低生活の保障を宣言しなければならぬ⁽³⁾。高島の批判に対して「例証の一つとして民間社会事業全施設における国家責任は、その委託に関する総経費が、民間施設における経費の80%程度であって、オール委託者受託形態の施設においても所要実支出額の78%にしか当たっていない事実⁽⁴⁾」をもって、制度の不備を衝くことになった。そこで民間社会福祉事業が振わない理由の説明を行った。戦前から施設経営には多く労苦を経験した者として、昭和23(1948)年4月、悲願ともいうべき児童福祉法が成立、育成園は養護施設認可第1号となり、委託児に添えて措置費、委託費の入金が加わった。この後、経済的補助としての役割を担い、加えて人件費、事務費配分の増額が見られるようになった。安堵する一方、ここには「今や法律によって措置費という名のもとに出せるようになりました。しかし、ここに問題がある⁽⁵⁾」。

一つには国民一般の経済力低く、未だ民間社会事業を支える能力を発揮するに至らず、二つには国民一般が社会事業の近代化を知らず、福祉思想の把握が極めて貧弱であることに起因し、三つには共同募金が制度化している今日、民間において募金が自由に出来ない等の理由が副次的な原因となり、民間社会事業の実験的、先駆的、開拓的機能は、現今甚だ低調である⁽⁶⁾。

松島はこの後も問題化し、「最低基準、各種の基準というものが合っているか、いないかという再検討、あるいは全ての考え方の基点をもう一度、人権的視点にあわせて再出発をすべき事



掃除の風景

項がある⁽⁷⁾」点に喚起を促している。児童養護施設に関わる職員をはじめ、経営、従事者が相互に連絡を取り合い、互に関係する問題を話し合い、時には行動する組織としてまとまったのはいつ頃だろう。戦前、児童保護事業と呼ばれた頃、中央社会事業協会が公私にわたる社会福祉施設を網羅し、連絡、協議、指導に関わる機能を果たした。そのもとになる児童保護事業会議は大正15(1926)年から昭和10(1935)年までの10年間に3回、育児問題に関する協議会を開催したが、実際には活発な活動を展開したとは言い難い。しかし、昭和6(1931)年5月開催の全国育児事業協議会の辺りから様ざまな議案を討議、調査、研究機能を備えた組織化が進んだ。機関誌「育児事業研究」を創刊、会長には大久保利武が就き、育児事業関係者による全国組織が誕生した。頃日、昭和8(1933)年4月公布(同年10月施行)した児童虐待防止法は、実施に際して関係機関による連絡、調整機能を持たせた児童擁護協会を設立、これは児童虐待に特化した組織となった。こうした戦前の動向は、戦後まもなく児童問題が大きくクローズ・アップされるようになった時、対応能力がない

ため、新たな組織の必要が関係者の間で論議されるようになった。松島もそうした必要性を訴えた一人であるが、それは「昭和20年11月頃より、全養協創設への胎動は始まっていった⁽⁸⁾」。具体的には昭和22（1947）年5月、戦後第1回の全国児童福祉大会が開催された時、児童養護施設従事者の有志による懇談会が催された。この時、後の全国養護施設協議会に相当する組織設立への動きが起り、松島を中心に在京施設関係者による設立準備のための検討が決まった。10数回の準備委員会を開催、昭和24年の全国児童福祉大会が横浜で開かれた時、正式の設立準備会を立ち上げている。松島によると、「自然発生的に全養協ができたようにみえますが、そうではなくて、つくった側には強い必要性を感じつつ、意図的に全国組織が生まれた⁽⁹⁾」という。合わせて厚生省が児童福祉法を改訂、施設長から児童の「親権代行権」を行政側に移す話が関係者の間に拡がり、そのことに反対する動きが起った。施設側にとって養護児童の保護、教育、育成するためには、時として生命を守る立場から親権代行権は必要不可欠であった。これは施設の社会的責務である以上、行政側に移すわけにはいかない。松島の経験では「ある日、施設長に何の連絡も相談もなしに、施設長の親権代行権を削除する」という連絡が入り、その後まもなく「厚生省から担当の責任者の課長さんたちが来ました」。そこでたちまち「緊急の会議となりました。この状況を目の前に見た厚生省はものわかりよく、改正案を撤回された⁽¹⁰⁾」という。この問題がきっかけとなり、一気に組織化の気運が盛り上った。そうした動きと施設関係者の合理的な説明、さらには強力な抵抗姿勢を前にして、親権代行権に関わる法改正案は引っ込めざるを得なかった。

施設長にそういう権限をやるのは面倒臭い

という理由で、簡単に法律を改正して役所側の権限にしようということを知りました。それで本当に、子どもの幸せを身近かで、最後まで護るといのは誰なのだ。役所の人なのか、子どもと一緒に暮している園長さんや保母さんなのか。いったいどっちなのか。法律を変え、手続きを進め、言うならばもう一度憲法を変え、民主的に国民とともにやるという姿勢を折角つくったのに、隙に乗じて権限をとり上げ、官僚統制と中央集権にもう一度戻すという形、それ自体を見逃すことができませんでした⁽¹¹⁾。

全国養護施設協議会の発会式は昭和25（1950）年11月7日であるが、この時委員長には松島、副委員長には佐竹昇、小橋カツエを選出した。設立の趣旨としては、児童養護事業を児童福祉全体を見直すなかで捉え直すこと、内外の理論や技術の取得、普及に努めること、児童の権利保障を一段と進めることを宣言した。ちなみに会則の第3条において「養護施設運営の重要性に鑑み、施設相互の連絡提携を緊密にし、その改善向上を図ると共に、対象児童の福祉を推進することを目的とする」と決めた。

全国養護施設協議会設立趣旨

わが国社会事業の分野に於て従前より全国社会事業の中心をなす重要な地位にあった育児事業は、今日では更に基本的人権の尊重と共に児童福祉思想の確立、法制の整備拡充、施設の急激な膨張、発展をみて養護施設とその名称を変え、わが国養護福祉事業中施設の数並びに機能の上からみて益々その価値と使命の重要性を加えるに至りました。然しながら今日以後の養護事業は、かつての育児事業と異り、意気と熱と勘だけで実施されるものではありません。慈恵救済や恩恵的思想の時

代もすでに過ぎ去ったのであります。新しい養護事業は広く全日本の児童福祉問題の一環であるばかりでなく、さらに国際的にも重要な地位を占めるものでありますから、関係者は一層事業の視野を広め、進んで国の内外の新しい理論や技術を取り入れ、福祉保障の域にまで進み、児童の基本的権利を絶対に擁護することが必要であります。わが国の養護施設が真に対象児の幸福を確保するためには、われわれ施設の当事者が、さらに科学的な技術を取り入れ、高度な精神を錬磨し、最低基準を根幹とする文化的経済的裏付けを得ることの努力が必要であります。然るに従来われわれは組織を持たぬため、これらの問題は一施設一地域内の努力に限られていましたが、更に全国の同種別同労者に公平に扱われることは喫緊のことです。以上の趣旨により、ここに下名等相寄り全国養護施設の専門的協議組織を起草し、同労諸氏にお諮りする次第であります。当養護施設協議会は会議案に記されている通りお互いが自分達の専門分野として、全国に縦と横に連絡し、親しみをもち協力研究し、施設内容の充実改善を計ろうと願うものであります。何卒全国の養護施設三百有余が一施設残らず加盟し、盛な発足が出来るように御協力を切に望む次第であります。

発起人代表 松島正儀

このようにして組織化が実現し、次に児童福祉施設最低基準の改善、措置費の取り扱い問題等、児童の生活環境を改善するための運動を展開した。

民間立の多い養護施設の諸君は、いわゆる最低基準を基盤にして、われわれ自身は子供にかかわって訴えることこそ、この国の福祉のレベルを上げるんだ、そういう責任があるん

だ、自分たちが口をつぐんでいてはだめなんだというので、初めて正式に正面から措置費の問題を取り上げなければならないという意識に全養協の主流はやがて固まったんです。予算運動によって、児童局におまかせしておくだけじゃなくて、みずから国会の諸君に窮状を訴え、実情を知ってもらって、これではいけないんだというふうにすべきだということで、この全養協はそういう方針に切りかえた⁽¹²⁾。

初代会長に選出された松島は47年退任するまでの22年間、終始リーダーシップをとったわけであるが、当初の事務局体制は総務、調査・研究、予算対策、広報の4部制を敷き、運営方針は第1に、施設の規模、維持に関わる運営問題、そこには科学的な研究にもとづく基準、原則を設けること、第2に、従事者の専門性を向上する、あるいは相互の連絡、調整を密にすること、第3に、養護事業は個別的なものではなく、優れて社会性の高いものである、即ち社会的なコンセンサスが得られるものでなくてはならないことをうたった。

発足後の具体的な活動内容については機関誌「全国養護施設協議会通信」から窺い知ることができる。「通信」の各号を括っていくと、活動の様子がよく分かる。昭和26(1951)年11月7日の臨時総会で「結束を強め、熱情を以て万難を克服せん」と主張、翌27年1月発表の方針によると、「施設の長や従事者が、その時間や知識や能力をもっと安心して、収容児童の上に用いられる⁽¹³⁾」ための条件整備と、「国家社会に要求する」ソーシャル・アクションの必要性に触れている。昭和28年には別の組織問題が浮上、全国社会福祉協議会の設立にともない、そこに業種別協議会を設立、網羅的な一元化を図った。この時、全養協は参加するのか、しないのかという問題でもめた。次に、参加するとして

も手続きはどうか、いったん全養協は解散するのか、しかしそれには反対する者が多い。つまり、「全養協の解散の是非について」議論が沸騰し、会長として松島は個人的「意見は差し控え、できるだけ公平な立場から現在まとめられた⁽¹⁴⁾」動きに同調した。そして、会長案を三案にまとめて総会に提出した。1. 全養協と全社協児童福祉委員会の併置論、2. 全養協即時解散論、3. 養護部会の充実、強化を条件に、養護施設代表が全社協の執行機関に加わる参加論である。この三案について激論が交わされた後に投票が行なわれ、118対8の圧倒的多数で「全養協解散」に反対し、存続強化と決った⁽¹⁵⁾。しかし、これで問題が片づいたわけではない。全社協との関係維持も必要であることから、「解散絶対反対」を全体の合意としたうえで、具体的にどうすり合わせたら良いかという課題が松島の肩にかかった。そこで、「時代の上に果たさなければならぬ養護施設の使命や其機能発揮に充全の御協力を得て、全養協の真価を発揚したい⁽¹⁶⁾」という個人的見解を発表し、趨勢を参加論に近づけようと試みた。それは、福島一雄によると「本題ともいべき全養協解散問題については、松島議長のもと、森常任委員より経過説明があり、結論として大乘の見地より解散し、全社協の中に入って全社協牽引車になろうとの趣旨が述べられ、議長よりも補足説明があつて討議に入った」。その後、この松島等の訴えに同調する者が増え、やがて「全社協新機構たる全社協養護部会に全施設が加入する。原則として全養協の役員がそのまま養護部会役員となる⁽¹⁷⁾」ことで全体の意見が集約され、承認も得た。かくして、全社協の組織改革を経た昭和30（1955）年7月12日、養護部会は松島を部会長に選出、全養協体制の維持、存続を条件に一件落着とした。後年、松島は「20年余の歴史の中で、とても辛かったのは昭和30年5月、伊勢

市で開催された第9回全養協での全社協機構改組に伴う発展的解散の是非であつた」と語っているように、渦中の苦勞は並大抵ではなかつた⁽¹⁸⁾。とはいえ、昭和46（1971）年3月、会長退任に際しては「発足以来、常に自主的に、開拓的に歴史を積み重ねつつ今日に至っている」とし、基本的な選択として間違つてはなかつたと理解している⁽¹⁹⁾。さて、次に全養協を通じて児童福祉問題に広く発言を残している。なかには機関決定を経て発表されたものもあり、全てが松島個人的意見とは言い難いが、主張のいくつかを紹介してみたい。まず、昭和40（1965）年8月14日、首相佐藤栄作宛「沖縄の児童収容施設児童に対する生活費並びに施設運営費についての日本国政府補助の要望書」について。沖縄の本土復帰が政治的スケジュールに上り、様々な動きが見られるなか、いち早く沖縄の児童福祉施設に対する援助方策の実施を政府に迫った。それは「本土と沖縄の児童福祉の格差をなくすために、日本政府より何等かの形で援助をされるよう要望致します」という書き出しからこの問題を敷衍した。次に昭和45（1970）年8月、これは厚生省宛に「幼児養護に関する全社協養護施設協議会の見解」を発表した。これを読むと、松島が従来発言してきた内容と重なる点も多く、持論とみてよい発言になっている。

養護施設における幼児養護の問題は、年長児処遇にくらべて、幼児の心身発達の特徴から多面的な処遇上の配慮を加えるべき諸課題があり、我われは幼児の養育は基本的には幼児と養育者との個別的人間関係に生活条件がおかれることが望ましく、健やかな母子関係が継続されるか、あるいはそれに替る養育条件、すなわち里親家庭などにおいてできるだけ個別的な状態において養育されることが必

須条件であり、そのため方策が行政的にも強
力に推進されるべきであると考えらるもの
である。

その一方、児童の健全成長には家庭養護と社
会的養護（施設養護）の両者が相互に理解し、
刺激し合うことにより、よりよい展開が図ら
れる。ここから社会的養護一辺倒の在り方
には再検討の必要が唱われ、後のコミュニ
ティ・ケアに結びつく契機を醸成した。従
って、隣接他領域の施設、機関との相互
協力が叫ばれることになる。松島が中心
となって、東京都に対して示した動きは、
実はこうしたトレンドのなかから生まれ
たものであることに注目しておきたい。
昭和46年9月21日、東京都児童福祉審
議会委員長松島正儀は、都知事宛に意見
具申を行い、「児童収容施設、特に養護施
設における児童処遇のあり方について」、
とりわけ今後の養育施設に対する期待を
次の様にまとめている。

(1) 家庭における児童養育機能の変容

最近の社会情勢のもとにおいて、地域社会
における児童の生活条件の変化とともに、
家庭における児童養育機能が大きく変貌
しつつあり、それらの結果が社会の側
による児童養育への期待を高めている。

児童の福祉が阻害される条件として、つ
ぎの事項があげられる。すなわち、ア.
母親の家庭外労働の一般化、イ.
保護者の家庭観、育兒観の変容、ウ.
多情報時代のもとにおける学校教育の
あり方の変化、エ.
地域社会における遊び場の欠如、オ.
地域社会における公害の発生

(2) 養護施設の今後の展開

最近の養護施設措置児童の特徴を示す
ものとして、いわゆる、準精神薄弱児、
準救護児、あるいは準情緒障害児等
児童自身に何らかの

問題性を有するものの増加、幼児措置
の増加、施設児童全体の低年齢化、入
所児童の在り期間の短縮化等の現象が
顕著であるが、これらの実態をふま
え地域の諸ニーズに密着した養育専
門センターとしての機能化が求めら
れている。

今後の養育施設の福祉的機能をあ
げれば大要としてつぎの諸点があ
げられる。ア. 集団生活をいかした
養護機能、イ. 地域社会と直接結
びついた児童養育センター的機能、
ウ. 里親制度、グループホーム等
個別的養護場面への連携、協力
機能⁽²⁰⁾

巷間、一般家庭における養育機能の
低下が深刻な問題を生み出しつつ
ある時、松島は改めて地域社会の
持つ教育力を育てる必要性を痛感
、次の様な発言を残している。

今後の養護施設というのは、子ども
だけを見つめている仕事ではなく、
地域を見つめていくというふう
に、性格が変わらなければい
けないと思うんです。ですから、
地域センター的な性格を併せも
っていかねばならないでしょう。
子どもの施設にしても、老人の
施設にしても、福祉施設という
ものの地域社会における位置
ですね。これが大事な方向づけ
になるように思います⁽²¹⁾。

昭和45（1970）年3月、「季刊
児童養護」が創刊されるや、巻頭
言で松島は活動の指標を6点に
まとめている。そのなかでコミュニ
ティ・ケアを掲げていくと、「国際
的視野に立つ施設養護の水準の
研究」に触れ、「研究は国際的視
野感覚を伴う一面も配慮してゆ
く」重要性を強調した。施設養
護はとかく施設内部に集中して
運営的配慮に関心が向かい、そ
の後に近隣社会との関係改善に
向かうところで終わってしまう。
松島

は青年期に満州（中国東北部）と関係があり、戦後は引き揚げ孤児を引き取る経験をしている。それは晩年になって東アジアと関わる児童問題にも眼を向ける背景になった⁽²²⁾。次に、「運動体」としての全養協活動に眼を転じてみよう。そのひとつ。児童福祉に対する国の予算問題で、食費の引き上げを求めて陳情活動を展開したことがある。昭和29（1954）年1月11日、社会福祉緊急全国大会に合わせて実施したもので、この年政府は生活保護、児童福祉に関連する予算の2割カットを提起し、社会福祉業界はそろって猛反発を示した。松島の表現でいえば、「正月を祝う暇もなく、社会保障費切り下げ反対の陳情や請願を旬日に涉って実施した⁽²³⁾」。同様に植山つるも「われわれ自身が子供にかわって訴えることこそ、この国のレベルを上げることになる。自分たちが口をつぐんでいては駄目なんだ」、「児童局にまかせておくだけじゃなく、自ら国会の諸君に窮状を訴える運動することを決意している⁽²⁴⁾」姿を記憶している。また、昭和37（1962）年11月29日も児童福祉予算を確保するため、東京都港区芝公会堂で全国緊急大会を開催した。この時集会の後、社会福祉団体としては珍しく、日比谷公園までデモ行進を行った。「子どもに代って強い主張をすべきだと、全国の園長さんに訴えた」ことが会場に集まった人びとの心に響いた。そのなかの一人、福島一雄は「あの時の先生の演説には大変感動しました⁽²⁶⁾」。後藤正紀を先頭にしてデモに移り、厚生省前では緑のハンカチを振りながら歩いたが700名を越える参加となった。今日残されている写真をみると、松島はタスキをかけてデモの先頭を行進している。新聞も「保母さんの、緑のハンケチデモ」という見出しで記事にした⁽²⁷⁾。

芝公会堂には、全国より730余名の施設長、

従事者が参集した。出席した国会議員にそれぞれの業種の施設長、保母、指導員から施設運営や子どもの処遇、職員の労働条件の危機的現状が訴えられた。このあと、会場から田村町1丁目、虎ノ門、首相官邸、国会、議員会館、大蔵省横、日比谷公園の4キロ余を街頭行進デモをしたのである。松島全養協会長と田中全社協心障児部会長を先頭に緑のハンケチを振り、沿道の大衆に訴えたのである。「子供達に腹一杯食べさせたい」、「子供は寒さでふるえている」、「保母が足りない、来手もない」、「園舎はボロボロ、畳もボロボロ」等々、横幕式のプラカードを林立させながら⁽²⁸⁾。

話題を一転する。都内で施設を経営する松島にとって、東京都社会福祉協議会（東社協）との関わりも浅くなかった。東社協の設立時から関与している。設立事務推進のために選ばれた幹事7名のうちの1人になった。昭和26（1951）年1月8日に設立されると、業種別部会の中核を児童部会が担い、傘下に各種施設が加わった。

児童部会は当初の構成が養護、肢体不自由児、精神薄弱児、救護、乳児院、虚弱児、児童相談所と、きわめて多種類にわたっていたため、会議は部会9回、委員会7回に対して、分科会が16回も開催されている。こうして独自活動が活発になるにつれて、そのうちのいくつかは部会として独立していくことになる⁽²⁸⁾。

松島は初代部会長に就任、昭和33年に再選、理事としては昭和26年1月から28年10月まで、昭和31年9月から35年11月まで足かけ7年在任している。戦前は東京府社会事業協会が外廓団体として施設経営を行った。戦後もしばらく継

続し、昭和22年、児童収容施設分科会を設けたが、急増する戦災孤児、浮浪児を収容保護するための連絡、協働あるいは公的助成の方途を明らかにすること、更には情報交換に力を入れることを忘れなかった。ここでも活動の中核に松島の名が登場する。例えば昭和25(1950)年10月、松島は安井誠一郎都知事と面会、交渉の末翌年度から養護施設入所児童のうち、高齢児に対して高校奨学金制度の設置を要望、実現する⁽³⁰⁾。その結果、従来高校進学率は全国平均で5%前後であったが、東京都の場合は60%を超える実績を示した。ただし、東京都は行政だけでなく、ここに「児童福祉友愛互助金基金」制度も組み込んで実施したことを忘れてはならない。それまで、高校進学を阻んできた理由のひとつに、措置費のなかで高校進学のための教育費支弁が認められなかったこと、つまり義務教育修了後は自ら労働して「自立」することが、施設児童に与えられた生活条件であった。その一方、昭和30年代の全養協は児童の退園後のアフターケア問題に取り組み、予算対策運動のなかにこの教育費支出を掲げて活動した。やがて40年代に入ると世間の高校進学率が急激に上昇、養護児童にも同じ途が開かれてしかるべきであるという空気が行きわたり、高校進学は特別な問題ではなくなった。こうした動きに先鞭をつけ、リードした存在として松島の働きは無視できない。

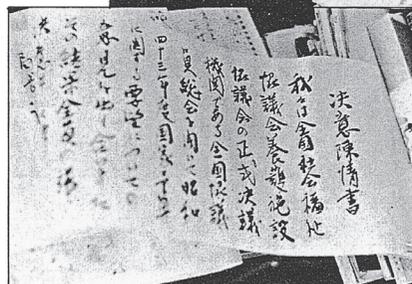
さて、東社協の設立、児童部会の活動開始となり、種々論議された問題のなかに分科会活動がある。まず乳児、里親分科会が出来、続いて従事者による「東京児童福祉施設研究会」(東児研)が結成された。性格はほぼ全養協と重なり合い、メンバーも同じだから東京支部といった趣きがあった。ここには施設職員とともに施設長や経営者も参加、いわゆる労働組合的な性格と異なるものとして活動を展開している。『東京

都社会福祉協議会の三十年』によれば、「東児研は施設長と表裏一体、車の両輪となって部会活動を推進しており……施設長、従事者がそれぞれ半数づつ選出されている⁽³¹⁾」。松島は当初から、「社会福祉協議会活動の中で、児童福祉に関する諸問題の占める位置は、その範囲も非常に広く、重要な意味と価値とを持っている⁽³²⁾」と考え、地域社会との連携を重視した。従って問題を社会化するうえで、あるいは施策化するうえで社協が果すべき役割は重要であり、なくてはならない組織となった。

日本の児童福祉の現実残念ながら前進どころか停滞の状況にあり、一面には後退の兆すらある。殊に施設活動は深刻な経営事情にあり、児童福祉の原理が行動を促進させることにならず、予算が児童福祉の限界を決定するという、奇異な現象が起こりつつある⁽³³⁾。

松島とは近い関係にあった渡辺茂雄によると、「東児研時代の諸先輩、特に松島先生がリーダーの核になっていただいて実現した公私格差是正制度をはじめ、東京都など予算的にも大きくご理解をいただき、バックアップしてくれています⁽³⁴⁾」。委員長松島の名で美濃部亮吉都知事宛に提出された意見具申「児童収容施設、特に養護施設における児童処遇のあり方について」(昭和46年9月21日付)をみると、ここでも松島の持論を中心に展開され、東京都児童福祉審議会の理論的支柱となって活動している。

現代における児童の健全なる成長は家庭養護と社会的養護(施設)の両者の相互理解、再認識を行ない、コミュニティ・ケアの方向付けの中で養護施設への期待がますます高められて、強調されていかなければならない。それには他領域の施設や機関との相互関係が



▲児童処遇の充実、保母の増員などを厚生大臣、児童家庭局に訴える（昭和42年12月）

◀同時に手渡された決意陳情書

「養護施設30年」全国社会福祉協議会養護施設協議会 昭和51年 9月より

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）

- る講演、カリタス・ジャパン、昭和53年11月、54頁。
- 8 松島正儀「発刊にあたって」、『全養協20年の歩み』、全国養護施設協議会、昭和41年6月、38頁。
- 9 松島正儀「養護実践の原点を探る」、『養護施設の40年』、全社協全国養護施設協議会、昭和61年10月、13頁。
- 10 松島正儀「社会福祉とわが人生」、『1982年心配事相談事業年報』、全社協、昭和58年3月、61頁。
- 11 松島正儀、前掲書、59頁。
- 12 『養護施設30年』、全社協全国養護施設協議会、昭和51年9月、67～68頁。
- 13 全国養護施設協議会通信、第3号、昭和27年1月20日、1頁。
- 14 前掲書、第6号、昭和28年9月10日、1頁。
- 15 松島正儀「発刊にあたって」、『全養協20年の歩み』、全国養護施設協議会、昭和41年6月、55頁。
- 16 全国養護施設協議会通信、第6号、昭和28年9月10日、1頁。
- 17 福島一雄「全養協活動の足跡」、『養護施設の40年』、全社協全国養護施設協議会、昭和61年10月、54頁。
- 18 全社協養護部会は昭和37年1月、全社協の機構改組と種別協議会規程の改正で……これを契機に、組織活動における自主的運営が認められることになった（『養護施設の40年』、67頁）。
- 19 30年間、全養協が一貫して持ちつづけてきた一つの考え方は、お互いの施設内部にある諸課題の研究討議とともに、常に日本の児童福祉という全体的視野で研究と実践を励もうという客観性があった（『養護施設30年』、295頁）。
- 20 前掲書、52頁。
- 21 松島正儀「子どもの人権を見守りたい」、月刊福祉、1994年1月、89頁。
- 22 国際社会における日本の位置という点から考えると、21世紀に日本は世界の推進力になると思いますか、そういう方向で考えられる日本に成長していくと思います。そういう意味でアジアの福祉を誰が考えるのかというと、やはり日本の責任のように思うんです（『月刊福祉』、1994年1月、90頁）。
- 23 松島正儀「現代日本の児童福祉問題」、社会福祉（日本女子大）、創刊号、昭和29年3月、7頁。
- 24 植山つる「大いなる随縁」、全社協、昭和61年1月号、173～174頁。
- 25 「養護施設の40年」、全社協全国養護施設協議会、昭和61年10月、20頁。
- 26 松島正儀「子どもたちと共に半世紀（その1）」、児童養護、第9巻2号、昭和53年9月、40頁。
- 27 松島からの聴き取りによれば、「緑のハンケチのデモ行進をやって、措置費改善運動をやりました。このとき、灘尾弘吉氏が来て激励してくれた。松島がリーダーだから安心して見ていられる」。
- 28 「養護施設の40年」、全社協全国養護施設協議会、昭和61年10月、68頁。
- 29 「東京都社会福祉協議会の三十年」、東社協、昭和58年3月、65頁。
- 30 「東京都社会福祉協議会の五十年」、東社協、2001年1月、228頁。
- 31 「東京都社会福祉協議会の三十年」、東社協、200頁。
- 32 松島正儀「社会福祉協議会の活動と注目すべき児童問題」、『十年の歩み』、東京都世田谷区社会福祉協議会、昭和37年3月、9頁。
- 33 松島正儀「主体性ある前進を」、東児研会誌、創刊号、昭和31年4月、5頁。
- 34 「座談会・東京の養護昔・今・未来」、児童福祉研究、第20号、1992年12月、31頁。

35 前掲書、27頁。

36 村岡末広遺稿集「幸せに生かされて」、同刊行会、1990年 5月、479頁。

6 施設の社会化を進める——管理運営の理論と実際

昭和20年代から30年代にかけて、戦後の混乱期を脱しつつあった社会福祉は、それまでにあった問題とは異なる課題に遭遇、対処は緊急を要した。戦災孤児、浮浪児が街頭からその姿を消した頃、施設では新たに様ざまな問題を抱えて苦慮していた。松島によると、それは1. 人身売買を含む児童虐待の問題、2. 不良化の問題、3. 学校における長期欠席児童の問題、4. 年少労働者の保護、5. 里親及び職親制度の問題である⁽¹⁾。これらのなかには戦前、戦後を通じ、絶えず問題化してきたケースもあるがその一方、高度経済成長期にかけて益ます拡大、深刻化していく課題もあった。特に注目しなければならないのは、こうした問題の「家族的背景」にある社会状況をケースのなかから、「家庭が家庭としての機能を失い、現実に父なり、母なりが家庭から出て行って家族構成に変化を来すことは、児童にとって重大な出来ごとである⁽²⁾」と指摘し、児童問題の「質」が急激に変化しつつあることに注目した。

歴史的に養護施設の存在理由は、親の死亡、遺棄等に対して存在したものが、最近では正常な状態を維持することのできない異常家庭が増大した結果、已むを得ざる処置として、児童を切り離し、養護施設等に収容し、社会的、国家的見地に立ってこれを育成しなければならない実情に迫られている。

母子、父子世帯の増加、未婚、非行といった

多問題家族の増大が社会的に注目されるようになった。このことは当然、児童養護施設においても積極的な取り組みが要請されることになり、そのための体制整備は不可欠であった。松島によると「困難なケースが増えつつあるという事実、この現実に対して養護施設その他の児童収容施設は、今後相互の意識的交流を遂げて、職員を中心に内容を整備し、真に国家的、社会的機能のある施設として……その経験を広く一般の家庭にささげ、教育を伴いつつ、社会化の目的を果すべき⁽³⁾」である。だが、問題が複雑化、広範化すればするほど、対応する側としても従来どおりのスタンスでは応じきれず、効果をあげることも難しい。この時、松島が重視したことは、技術と人格の問題であるが、既にこうした問題提起は提示されてきたところ。例えば昭和24年、「児童収容施設の保母⁽⁴⁾」のなかで、「保母の技術性」に言及、要点をまとめ、「重要なのは人の問題であり」、保母の人格と姿勢を中心に6点に整理した⁽⁵⁾。後に、ここに「人権意識の昂揚」を加え、問題提起と現状批判を行っている。すなわち、「低い専門性と基礎能力の育成が未熟のままである。対人活動を軸とする福祉専門者は、豊かな教養と専門的教育が行なわれなければならない⁽⁶⁾」。こうした課題をクリアーすることによって「民衆が公平に観察して、良き評価を得ている場合の多いことは事実である。クライアントの信頼は高位を保っている⁽⁷⁾」状況の到来が考えられる。そこで、ニーズに応える能力と姿勢が要求される現場実践において、昭和20年代の取り組みのひとつをエピソード風に紹介してみたい。語るのは大谷嘉朗。

養護施設に於ける児童処遇の科学化、技術化と日本の実情、ケースワークなる術語は現代日本社会事業の魔術的合言葉である。私は

最近、私の属する東京児童福祉施設研究会の会合に於て、ある施設職員から、米国帰りの児童福祉理論の専門家から、現在の日本の養護施設に於てはケースワークは行なわないと極めつけられたが如何にすべきかと、その悩みを問い掛けられた⁽⁸⁾。

アメリカから輸入、紹介されたケースワーク技術が、臨床場面では充分に応用できない状況があることへの警鐘であり、またそれは早晚解決できる問題である。この点について松島は、「理論プラス技術、プラス隣人愛の精神は依然として必要なものではないか」と主張、「私は27、8年からいい出して」いた問題だが、とりあえず「施設がケースレコードというものを軽く見ないで、ケースレコードとは科学的に価値があるということを、全国的に学べたならば、かならず指導法は進歩する⁽⁹⁾」と述べ、技術、専門知識を踏まえうえて「養護の本質は愛撫する心情、児童を包む愛情が、その身体および精神的両面に均衡がとれて、はじめて健全性をもつものである」。では、その「養護」について松島はどのような規定を行なったであろうか⁽¹⁰⁾。次に紹介する『社会福祉辞典』（福祉春秋社、昭和27年7月）掲載の定義と説明は、松島の長い経験をベースにした、いわば経験則といった特徴がみられる。なかでも「自然の姿において」行なわれる養護は、要するに家庭的養護をモデルにしたもので、施設処遇も可能な限りここに近づけることを要請した。

児童福祉法は保護者が前述のような⁽¹¹⁾内容の責任を果せない場合、国の責任としてこれを果すことを明かにしている。児童憲章は直接養護という語句を用いてはいないが、特に正しい児童観の確立を前提として、愛情と知識と技術をもって全文12ヶ条各面より養護

の完璧を期待している。養護を現行民法より見ると、民法818条以下親権に関する規定は、権利義務の立場より児童の養護について周到的な考慮が払われているのである。しかし問題は民法によって義務づけられるため、義務を感じて児童に対する扶助や監護が具体性を増すのではなく、民法発動以前の姿として、民法の作用をまたない自然の姿において、養護は行われるものである。すなわち養護の本質は愛撫する心情、児童を包む愛情が、その身体および精神的両面に均衡がとれて、はじめて健全性をもつものである⁽¹²⁾。

定義に続き、松島の家庭的養護を理論的に整理した文章を紹介してみたい。それは昭和33（1958）年9月、第12回全国養護施設協議会において発表したもの。

家庭は文明の所産のうち最も高い、最も美しいものである。児童は緊急やむを得ない理由がない限り、家庭生活から引離してはならない。ということは、1909年のルーズヴェルト声明は、その真実性に於て今日も尚変わりはなく、然しながら日本の現状に於て、児童が已むを得ず家庭や家族から引離されて、児童を単独に措置しなければならない困難なケースが増大しつつあるという現実の事態、即ち養護施設が社会的に役割を果さなければならないということは、現実には、社会的に養護しなければならない児童が厳存するということである。

A 国家的社会的ニードに対応する養護施設の役割

第1 養護施設としての専門的な児童養護の「場」が、全国に546施設（公立105、私立441）設置されており、33,766名の児童に日々、養護の機能を果さなければならないという現

実。この施設では日々役割を果たされつつあることが、日本に於ける全体の児童福祉のために重要な役割を果たしている。

第2 社会的に要養護性を持った児童が92,940名(昭和27年調)も存在し、日々適切な養護を受けられないままにある。従って養護施設は里親とともに社会的に、充分活用され、充実されなければならない。

第3 社会の複雑化、社会悪の増大等の影響による家庭の機能の減退等により、養護対象は親を失える児童以外の新しい問題の子供、即ち環境不良や性格異常の児童を多数受けなければならなくなっている。昭和31年度中全国児童相談所の処理状況からみると、受付家庭4に対し、1の割で已むを得ざる施設収容が行われている(16,902名)。即ち社会的ニードが養護施設の上に新しく加わり、新しい役割が要求されている。ここに施設への改善要求も加わっている。

第4 日本の児童福祉施設の現況は大都市に於て漸く専門分化的発達をみつつある程度で、地方に於ては未だ専門種別発達をしていない。従ってそれ等の地域に於ては養護施設が不本意ながら、精薄児や救護性のある児童をも併せて収容し、育成の機能を代替的に果たす役割をしている。

B 社会的、文化的に果たす養護施設の役割

第1 養護施設が日々経験しつつある児童育成の知識や技術を一般家庭に文化的、教育的、治療的素材として提供することにより、地域社会に重要な役割を果たすことができる。また、場の提供や、児童福祉思想の昂揚を併せて文化的拠点の役割を果たしつつある。

第2 崩壊家庭その類似の家庭の再建に、児童の保護を通じてその役割を果たすことができる。

第3 対象児童のためには人為的である

が、家庭に代る機能を果たすことにより、人格形成に参与し、社会復帰を可能ならしめ、或は社会的独立を援助し、児童を通して社会的に安全と秩序とに役割を果たしている。

C 社会的役割を果たすために養護施設自体の責任

(1) 家庭に代る機能が個々の児童の欲求に基いて充される場とならなければならない。施設本位でなく、一方的でなく、児童本位でなければならない。

(2) そのためには、施設従事者が児童育成の知識や技術とともに、愛情を感じる人物で充されていることが必要である。即ち専門家の専門度は高く評価され、要求されている。このためには身分保障が併せ考えられることが正しい。

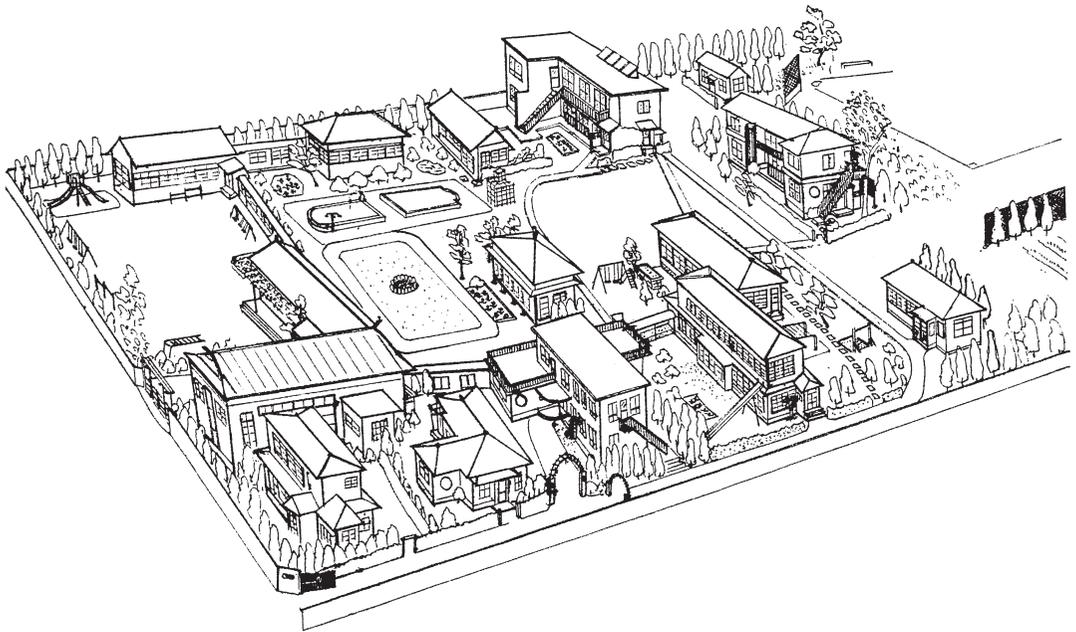
(3) 人為的につくる生活環境はおのずから限界がある。集団の利点と欠点とは時代的影響関係もあるから、常に研究的意欲や方向が維持されていなければならない。

(4) 養護施設に対する物的処遇が一般社会の水準以下であっては、施設の社会的意欲は減少する。このためには財政的措置が強く要求されなければならない。

(5) 施設活動(例えば親子心中防止等)に対し、施設は充分力になり得るし、昔の孤児院ではなく、児童の幸福を守る施設として)が社会的によく周知される方法を取り、幅広く協力が得られるように努力する必要がある⁽¹³⁾。

社会福祉施設には大舎制、小舎制、寄宿舎制といった入所形態の違いがあり、明治期以来、様々な業種間において採用されてきた。児童養護施設の分野では岡山孤児院の小舎制処遇が有名で、それは今日も家庭的処遇を実施するうえにおいて適切な施設として認められている。

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）



昭和60年代の東京育成園

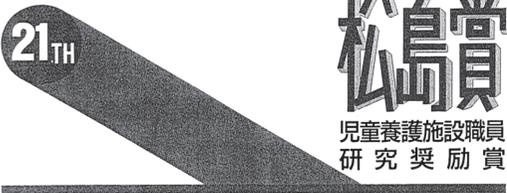
第2次世界大戦が終わり、対象児童の爆発的な増加、財政的な窮乏が進むと多数を一括管理する大舎制が普及し、運営上の合理化も加味して、その後定着した感がある。やがて処遇の質的向上が叫ばれ、思想としてのノーマライゼーションが普及するようになると、再び小舎制の良さが見直されるようになった。松島の実践経験を振り返ってみよう。昭和3年に全国児童保護事業会議がもたれた時、入所形態の長所、短所が議論のテーマになった。生江孝之、小沢一等とともに松島も議論に参加、彼の主張の焦点は「設備並処遇改善の資とする意図があったが、院内救護の欠陥をインスティチューションリズムとして指摘し、結論として家族舎制度の採用⁽¹⁴⁾」を促すことにあり、一棟に15~20名の入所を限度とし、一棟を大旨3~4部屋に分けることが適切であるとした。当時は公営施設が順次新設される時期にあたり、その大半は大規模、寄宿舎制であった。従って、家庭的処遇からはほど遠いのが実情で、それを松島は民間の立場でじっと見守った。東京育成園は戦前から伝統を忘れず、戦後の混乱期も、逐次大舎的な在り方を見直し、内部改装に着手、児童2人で一部屋が使えるように間仕切りを行なった。また、簡単な食堂や調料設備を配置して小舎制に近づけようとした。つまり、「大舎の内部を仕切って、ホールは遊び場にして、小舎化する方向をとりました⁽¹⁵⁾」。こうした努力を重ねて10年、昭和39年には東京育成園の完全小舎制を実現、その内容は次のようになる。

子どもの生活集団は基本的に7~8名であるが、各ホームの年齢、男女の割合、学年等は一律ではない。グループ編成は、幼時から高校までの縦割、男女混合をとっている⁽¹⁶⁾。

松島が常日頃、口にした言葉がある。いわく

「社会事業に於ては現在、特に研究の必要性が強調されて良い」、あるいは行政はもっと「若い方々に研究費を出してほしい⁽¹⁷⁾」。育成園は昭和20年代、入所児童の学業保障が極めて不十分だった時、社会福祉法人「タカラクラブ」の助成をもとに奨学金の援助を行った。この助成団体について、「全国養護施設協議会通信」(第8号)はクラブ・ハウスとゴルフ場を経営、その事業収益を社会福祉施設を対象に財政的な援助を行なう。設立は昭和21年、「苦難の時にいち早く養護施設児童の慰問と共に高校進学奨学金支給に着手した⁽¹⁸⁾」もので、昭和27年に社会福祉法人格を取得した。一方、育成園独自の試みとしては昭和47年、妻美枝子が逝くなると、香典に私金を加えて大学進学費用を援助することにした。「美枝子奨学金」と呼ばれた。次に、松島は朝日社会福祉賞を受賞した時、副賞の100万円を施設処遇の向上に貢献した従事者を対象に、研究奨励の意味で「松島賞」を設立、昭和52年9月のことである。後に回顧したところによると、「社会の変転推移に対応し、皆で考えたのが研究態勢の強化である。全養協は研究部を創設し、意欲を燃やし続けて今日に至っている⁽¹⁹⁾」実績がここから生まれた。ちなみに、全養協機関誌『児童養護』の創刊に際し、研究上次のような「六つの指標」を提案している。

1. 高度経済成長時代における施設養護の受容、是認されるべき処遇水準の理論的根拠に関する研究(最低基準改訂研究を含む)。
2. 公私養護施設の特質と国家及び都道府県の責任、社会福祉法人の責任を明確化し、その主張の理論的研究(措置と措置権に関する研究を含む)。
3. 国際的視野に立つ施設養護の水準の研究、居宅との連携、里親制度との関連の研究。
4. 子どもの人権を確保し、その福祉権を



研究論文募集

家庭や地域における子どもの養育機能の低下から、児童養護施設の役割は、ますます重要性を高めています。全国各地の児童養護施設職員の皆さんの個人またはグループの実践研究をぜひお寄せください。

■ 入賞論文の表彰式は、本年度全賞研協（於・要娘県）で行います。

対象研究	① 松島賞の贈呈(下記)に添った研究	賞 金	1団体10万円 3団体まで
	② 児童養護施設専任職員の研究で、代表として施設長が関わっていても差し支えないが、あくまでも職員が中心であること	送 り 先	各都道府県・指定都市協議員 (各都道府県・指定都市協議員より事務局 に送付してください)
	③ 文筆化されたもの	締 切 日	平成10年9月4日締
	④ 他の賞を受賞したものは除く		
	⑤ 平成9年4月1日から平成10年3月31日までの1年間に発表されたもの		

松島賞とは—
 永年児童養護事業に最大な功績をなされた全
 国各都道府県・指定都市協議員(現職職員)
 日本社会福祉協会の、自賞の賞も児童養護
 施設職員の「若くは児童の研究奨励のために」企業
 賞賛に寄与することをし、それにより研究
 奨励制度を設け、児童養護施設職員の優れた研
 究に対して(松島賞)を贈ることになりました。

● 問い合わせ先 ●
 〒100-8980 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新西が岡ビル
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
 全国児童養護施設協議会
 Tel : 03 3581 6503
 Fax : 03 3581 6509

拡充するための理論研究。

5. 施設養護の実態に関する現状分析と、客観的観察の方向づけに資する研究。

6. 優秀にして働く職員の権利を損なわずして、子どもの福祉を高める方策の研究

こうした意図を持って研究奨励、事業奨励のルートを設け、財源が豊かではないなか、研究活動を推進した。その願いは「わずかな理論を振りかざして、対応できない子らを問題児として把えるのではなく、ひとりひとりの子らに相応する技術を求めてのひたむきな実践こそ、明日の施設養護の基盤である⁽²⁰⁾」ことにある。昭和53年を第1回目とする松島賞の場合、第8回までの受賞論文をみると、全部で14篇が受賞対象になっている。

註1 松島正儀「現代日本の児童福祉問題」、社会

福祉（日本女子大）、創刊号、昭和29年3月、10～17頁。

2 松島正儀「最近における児童問題の家族的背景」、社会事業、第41巻6号、昭和33年6月、4頁。

3 松島正儀、前掲書、18頁。

4 松島正儀「保母ノート」(IV)、日本社会事業協会、昭和24年2月に掲載されている。

5 松島正儀、前掲書、20～25頁。

6 松島正儀「社会福祉研究・教育体制の不備」、基督教社会福祉学研究会、第8号、昭和50年5月、1頁。

7 松島正儀、前掲書、2頁。

8 大谷嘉朗「養護施設の当面せる基本的諸問題」、社会事業、第36巻2・3号、昭和28年3月、83頁。

9 松島正儀「子どもたちと共に半世紀」、児童養護、第9巻2号、昭和53年9月、40頁。

10 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な身心を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及実際についての訓練を受け、且つこの省令又はその他の法令で資格を定めた職員以外の職員についても適当な資格を有するものでなければならない（松島正儀「児童福祉要領」、奥付なし、日本女子大学教材、70頁）。

11 とりわけ「養護に含まれている内容は、児童の成育過程における全般に渉るもの」である点を強調する。

12 「社会福祉辞典」、福祉春秋社、昭和27年7月、451～452頁。

13 「第12回全国養護施設協議会資料」、昭和33年9月11日、8～10頁。

14 「全国養護施設協議会通信」、第7号、昭和29年2月10日、10頁。

15 長谷川重夫インタビュー録音、東京育成園所蔵。あるいは「お年玉つき年賀はがき寄付金の

助成金を主財源に、小舎制寮舎のうち現『ぶどうの家』が『百合の家』に続き二つ目の寮舎として新築されていたことから、本工事をもって『愛の家』、『鳩の家』が新築され、また昭和8年建築された本舎の『のぞみの家』も補修されて、5ホームの分散型小舎制が完成した(「ともがき」、第18号、2001年1月1日、2頁)。

- 16 神崎富紀子「小規模、小人数処遇の基本的願い」、児童養護、第28巻2号、1997年10月、5頁。
- 17 「座談会・1948年の社会事業を顧みる」、社会事業、第31巻11・12号、昭和23年12月、48頁。
- 18 「全国養護施設協議会通信」、第8号、昭和29年7月20日、2頁。
- 19 児童養護、第2巻1号、昭和46年5月、4頁。
- 20 「松島賞制定の意義」、児童養護、第8巻3号、昭和52年12月、3頁。

7 施設と地域の連携——高度経済成長下の児童福祉

繰り返すことでもないが、「児童の育成が収容施設のみをもって解決しようとするのが、種々なる事情によって困難⁽¹⁾」だった状況は戦後しばらくは続いた。児童福祉法の制定とともに、民間人による里親制度の新設が必要とされる状況になった。GHQもこの対策に積極的で、政府としては財政支援はどこまでできるか、民間運動に対する公的協力はどうあるべきか、行政課題とした。制度発足の直接的な契機は昭和23(1948)年9月10日、第7回中央児童福祉委員会において里親制度の骨格を決める議論を開始、やがて運用態勢を整えた。同年10月4日、厚生省は「里親等家庭養育運営要綱」(次官通知)を発表、実施体勢の整備を指示した。東京都としても、民生局が「里子の研究」を検討、成果を発表するなど、取り組みを見せ、児童福

祉施設とともに、里親制度も重要な政策課題となった。民間活動であるから、「要綱」と「通知」以上の法的規制に行政は慎重であった。こうしたテーマに取り組む松島の「里親制度の現状分析」(昭和25年3・4月)について、吉田久一は次の様にまとめている。

収容第一主義の困難となった理由として、対象児童が激増したこと、多くの施設が戦災にあったこと、施設拡張の困難なこと、収容施設の育成処遇が基本的人権や新しい児童福祉思想から批判をうけたこと、占領当局者による里親制度が推進されたこと、戦前の里子委託の成績、国家財政上里子制が経済的であること⁽²⁾。

発足当初は市民の反響も大きく、成績も予想を上回った。昭和24(1949)年3月31日現在、登録里親数は1,280件、受託里親数は1,162件であったが、2年後の26年12月30日現在、登録里親数は9,471件、受託里親数は5,944件に増加した。こうした状況の変化について、松島は「児童福祉要領」のなかで将来予測に触れている。すなわち、「里親制度の構想は日本の現段階において適当であり、実施の状況は概して順調である。都市、就中大都市では里親開拓が困難であろうと言われておったが、実施後の経過はこの点で心配がいらぬことが実証された⁽³⁾」。ところが昭和30年代初頭をピークに、里親件数は減少に転じ、昭和32(1957)年12月現在の登録里親数は18,203件、受託里親数は8,594件となり、減少の原因として考えられたのは、受託条件が厳しくなったこと、養育手当が少額に過ぎること。一般家庭の養育環境は経済の高度成長とともに変化し、核家族化が進み、受託する側にとっても受け入れ条件が整わなかったり、児童の側に離婚、虐待といった心身に傷の残る

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）



正門前にて



職員一同とともに、1962年元旦（正儀、67歳）

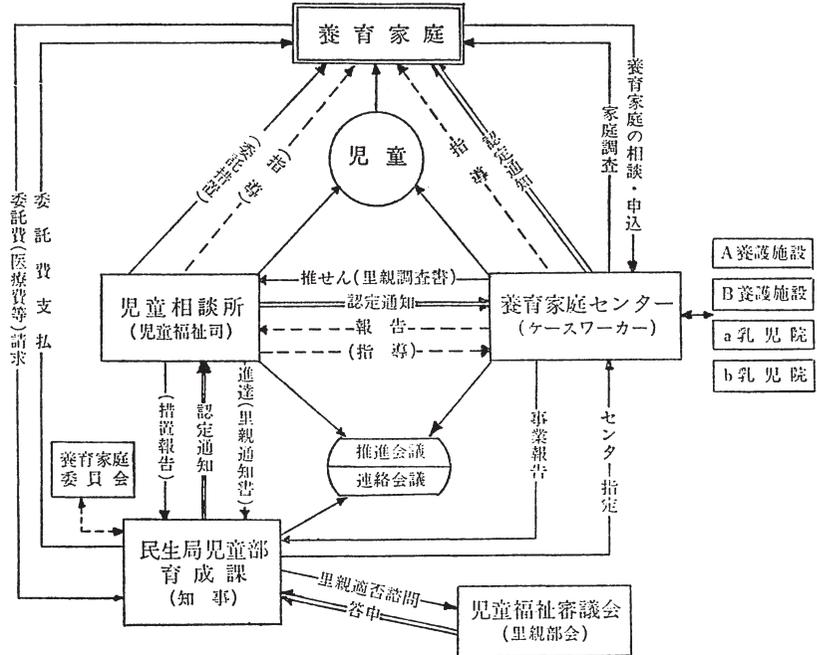
ケースが増加したことが背景にある。話題を松島に戻したい。前掲の「現状分析」は、昭和24(1949)年3月実施の全国里親登録調査をもとに書かれたもので、当時は登録者も年々増えて制度の進展は「むずかしいという観察はくつがえされ⁽⁴⁾」、問題は「運営に当って、相談所並児童福祉司の責任は重いのであるが、相談所の予算がなく、法に要求される十分な機能を発揮することが困難である⁽⁵⁾」という、体勢の不備が指摘された。加えて、松島の持論である実践主体の資質向上について「制度を動かすのは人であり、児童福祉の推進には、特にこの『人』が問題である⁽⁶⁾」という課題がある。次に、里親の組織化、あるいはボランティアな活動の展開に期待を持ったが、こちらは東京都社会福祉協議会の児童部会に里親分科会を設け、昭和31年には独立して里親部会を構成した。あわせて「若竹会」と称する自主組織もでき、「里親及び職親を求める運動」を展開、一方昭和29年2月、全国里親連合会が発足、46年には財団法人化した。当然、松島もこの動きを支援する一人となった。例えば昭和29(1954)年6月の第8回全国養護施設大会において本格的な議論が行なわれた際、前回の第7回で決議を採択したこと、「里親、職親の適正な開拓並に指導に、その全きを期さなければならない⁽⁷⁾」ことを強調して次の様にいう。

既に曲り角にきている我が国の里親制度についての現状分析を詳細に行なったのち、里親と施設は決して対立関係にあるものではなく、協力関係に立つべきだとの前提を確認し、更に今後の里親制度の在り方として、1. 乳幼児委託に重点をおくこと、2. 里親に対して不適応を示す里子問題についての施設側の積極的協力、3. 適切な里親の開拓、4. 爾後指導等が緊要である⁽⁸⁾。

ここで「対立」ではなく、「協力」が大切だということわっているのは、施設養護と家庭養護の優劣をめぐる議論があり、ここに里親団体も参加したからである。松島真美子の概括によると、「ホスピタリズムが社会事業界の論議の焦点となって以来、『里親』の問題は新しく脚光を浴び⁽⁹⁾」、そのなかで「里親か、施設かという事」が問われ、昭和20年代のトピックスであったホスピタリズム論争が、この時、里親制度の在り方に影響を与えた。この動きはさらに40年代に入ると養育家庭制度の帰趨にも関係するということになり、児童養護の根本的な性格規定に触れる問題となった。そこで次に松島が中心となり、東京都社会福祉協議会、児童部会が取り組んだ、養子縁組とは切り離れた養育家庭の設置問題に触れてみたい。先鞭を切ったのは育成園で、昭和48(1973)年4月、園内に養育家庭センターを設けた⁽¹⁰⁾。同センターは「養育家庭制度に理解と熱意を有する施設のうち、1. 担当の専任職員を置き、2. 相談指導のために専用の部屋を設えるものであることを条件とした。当時の事例をひとつ紹介する。

K子(昭和35年7月21日生)の父は、四国地方の半農半漁村の出身であるが、一家がU市に移り住み、そこで商店の自動車運転手として勤務中に母と知り合い、K子が生れた。父は35年5月ごろ名古屋方面の出稼ぎに行っただまま所在不明となった。母もK子を産んだ後、大阪方面へ出稼ぎに行き消息を絶った。祖父母は貧困でK子を養育することができないため、35年9月乳児院に措置された。38年5月養護施設への措置変更となり、41年10月望まれて里子に行った。しかし里親のK子に対する要求水準が高すぎたため、そこに応じきれなかったことから自信をなくし、里親の要求に背を向けはじめ、42年6月ごろより

養育家庭と東京都の各機関との関係図



東京都民生局児童部育成課。1974年2月9日現在。

下校の途中道草をするようになり、ウソが多くなり、夜になっても家庭に帰らないことがたびかさなり、42年8月当園に措置された。現在祖父は目が悪く、祖母もその世話に追われており、経済的にも貧しく引き取りは困難である⁽¹¹⁾。

今日、施設の運営形態としてグループホームは広く知られ、採用する業種も複数領域にまたがっている。例えば精神障害者の社会復帰施設として昭和40年代後半に導入され、あるいは心身障害者の自立支援を目指す生活空間、さらには高齢者の生活環境を改善する試みとして生まれた。児童養護はその先駆をなした分野で、なかでも東京育成園は開拓的な役割を果たした。ここで施設による集団養護では得られない家庭生活を体験し、疑似家族制にもとづいて情緒安定、生活能力向上、社会性を養う教育訓練に力

を入れた。今日ではノーマライゼーションに通じる試みであるという捉え方もある。当時のグループホームは、養育条件によって大旨二つに分かれ、実際の夫婦とその間に生れた子どもからなる家族と一緒に暮す場合、これは別名ファミリー・グループホームとも呼ばれる。もうひとつは施設職員のなかから男性、女性職員を1名ずつ配置し、彼等が父母の役割を代替し、共同生活を営んだ場合である。収容人数はどちらも5、6名を最適人数とみて、後者は分園型グループホームと呼ばれる。東京都は全国にさきがけて制度の実施に踏み切ったが、他府県に普及するのは10数年経った昭和50年代の半ば以降である。都内に普及するのも、やはり昭和50年代に入ってからで、昭和55(1980)年4月、調布学園に「かなな子どもの家」、翌56年6月、二葉学園に「第一分園」が早い。これらはいずれも分園型グループホームで、昭和60年9月、「東

京都ファミリーグループホーム制度実施要綱」を策定、実施したが、続いて神戸市が、翌年には大阪市が家庭養護寮制度を発足させている。こうした一連の動きをリードしたのが松島である。調布学園、二葉学園に遅れはしたものの翌57年、ファミリー・グループホームを「再開」している。とりあえず「再開」に触れるなら、育成園から徒歩10分の距離にある上馬5丁目住宅街に家屋を賃借した。担当は職員、千葉茂明夫妻である。既述の如く⁽¹²⁾、育成園は戦時下の疎開で「多西分園」の試みを行った。この時、民間家屋（寺院）に子ども達を住ませ、保母を一名配置した。戦争が終り、子ども達が本園に帰ってくると、この養育環境の違いが与える処遇効果を検討した松島は、世田谷区内に分園型ファミリー・グループホームを開いたわけである。「戦後間もなく、駒沢2丁目の民家一軒をお借りして岸田文子保母を中心にファミリー・グループホームを実施し、たいへん良い成果をあげた実績があります⁽¹³⁾」というが、この問題は既述したので、松島による概括だけを紹介しておく。

養護施設を地域社会の形を離れて何百人も一カ所に収容するという考え方を根本的に放棄し、市民社会の中で、隣りを有する、普通家庭において児童7人程度の構想が最適であるという実験もある。結果報告を行なったのであるが、時たまたま厚生省児童局竹下養護課長がイギリスにおける養護施設の在り方に関する実験報告としてなされたものが、東京育成園における実験と一致し、現在及び将来の在り方に重要な方向づけの利点を得た⁽¹⁴⁾。

育成園は戦前から近隣地域との関係形成には最大の努力を払い、地域に開かれた社会福祉施設として実績を挙げてきた。社会教育、児童文

化といった方面から、あるいは幼児教育に関し地域住民を対象にしたプログラムをいくつかこなし、結果的に地域の信頼を高め、人的、物的な協力、寄付を多く得ることができた⁽¹⁵⁾。世間が戦後の混乱期から抜け出せない時に、こうした取り組みをみせたのである。また、戦前に方面委員となって地域活動を続けてきた松島は、戦後になって民生委員とその名称を変えても継続してその役職を果している。当時の感慨を紹介する。

社会福祉施設の人が委員に加わる場合、其処には一般の委員と同様、地区を担当せねばならず、担任地域に於ける多忙さは、施設の人々を直接委員に加わらしむるに困難な問題があった。従って一般的に施設側より委員事業に協力する姿勢は比較的消極的たらざるを得なかった⁽¹⁶⁾。

法制度の整備にともない、社会福祉も公的な範囲は拡大し続けたから、そこにコミットするよう要請された民生委員活動も、その範囲と程度を行政寄りに拡大深化させざるを得なかった。加えて施設長としての仕事も多忙をきわめ、その両立は並大抵の努力ではなかった筈である。でも辞めない理由として松島が掲げたのは、「公的社会事業の範囲及びその分量が急速に拡大せられたる現状に於ては、社会事業施設、就中私設社会事業施設との協力、連絡、提携は、委員制度の存立上また使命の遂行上重要な一つの問題として考究せらるべき⁽¹⁷⁾」こと、施設福祉の側からみても「急速に増設、復旧、拡充、整備せらねばならぬ」ことに向けて地域の社会資源を動員する上において民生委員は有効な働きが可能である。また、施設を社会化して地域に開放し、貢献できることも少なくないと考える。とりわけ経済成長下の一般家庭

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）

における育児環境の変化に対して、専門的なノウハウを持つ施設が提供できる問題は大きい。

最近における児童問題を施設の窓より分析してみると、国の保障の劣弱、社会悪の増大、家庭問題の複雑化、ことに崩れゆきつつある家庭、離婚、別居等、児童の側よりは耐えがたい数々の出来事におおわれている⁽¹⁸⁾。

こうした社会状況を反映し、施設はどことも苦慮を重ね、漸次対応に必要な専門的技法が求められるようになっていく。つまり「施設に属する専門のケースワーカー」の配置が大きくクローズ・アップされた。松島によれば、ありきたりの対策ではだめであり、「相当に程度の高いワーカーである⁽¹⁹⁾」ことが求められ、自身の経験からもこのことを強調続けた。経験を踏えた育成園の今日はといえば、「地域の事情や要望に応じて、いろいろな働きが発展し、今日では一面、児童福祉センター的機能を持つに至っている⁽²⁰⁾」という。具体的には児童相談機能を持った付属施設を設立し、地域社会に開放、相談活動の展開を指した。一民間施設ではあるが、「自前自己資金で児童相談所をつくり」、あわせて「こんな必要性になっているということを具体的に示そう⁽²¹⁾」とした。東京大学文学部出身で心理学専攻の石井哲夫を採用、松島も自身の経験を生かすべく相談所長となり、地域の開業医やボランティアをここに参加させた。かくして、育成園は地域の文化活動に活動範囲を拡げて住民対象の講演会を定期的に開いた。昭和50年代に入ると、この試みはさらに発展して「社会福祉講座」を連続して行ない、インテリ住民が多い地域の特性を踏まえて、その福祉ニーズに応えようとした。しかし「活動報告」を読むと、評価は単純でなく「地域で固定的参加者を得るなど、かなり周辺地域住民に熟

知されてきている。しかしインテリ特有の無関心さと、また人口流動の多さが見られる⁽²²⁾」ことに問題を感じ、施設と地域子ども達を交流させる試みとして「地域子供会」を開設、頻繁に実施し、参加者は毎回100名を越えて成功裡に続けられた。

12年間、毎月続いている「地域子供会」です。当園職員が中心に地域の子供達を集め、人形劇やひな祭り、七夕会、クリスマス会等、季節折り折りの行事を折り込んで行っております⁽²³⁾。

- 註1 松島正儀「里親制度の現状分析」（その1）、社会事業、第33巻3号、昭和25年3月、9頁。
- 2 吉田久一「昭和社會事業史」、ミネルヴァ書房、昭和46年1月、297頁。
- 3 松島正儀「児童福祉要領」、奥付なし、日本女子大学教材、60頁。
- 4 社会事業、第33巻3号、昭和25年3月、11頁。
- 5 社会事業、第33巻4号、昭和25年4月、6頁。
- 6 前掲書、9頁。
- 7 「全国養護施設協議会通信」、第7号、昭和29年2月10日、2頁。
- 8 松島正儀「発刊にあたって」、全養協20年の歩み、全養協、昭和41年6月、63頁。
- 9 松島真美子「我が国養護施設の諸問題」、社会福祉（日本女子大）、第4集、昭和32年3月、78頁。
- 10 阿部志郎によると、「子どもたちが園長を『お父さん』と呼ぶ、……こういう呼び方をするのは日本だけだと思うのです。子どもときわめて濃密な関係があり、家庭の代替の役割を果たす。そうして施設自体が一つの家族の共同体をつくっていく。こういう考えが日本特有なものとしてあるとすると、他方においては社会的養護として、専門性を高め、施設を問題をかか

える子どもの生活の場、治療の場としてとらえ、養育里親あるいは、職員は通勤制という考え方がある。そういう両極の中で揺れ動いているのではないか」(「養護施設40年」、全社協養護施設協議会、昭和61年10月、15頁)。

- 11 朝日新聞、昭和43年12月14日。
- 12 拙稿「戦前における松島正儀の生涯と思想」(2)、本誌第34号を参照のこと。
- 13 ともがき、第2号、昭和59年1月1日、8頁。
- 14 松島正儀「民間社会事業の特質」、社会事業、第38巻8号、昭和30年8月、13頁。
- 15 戦時中に開設した「コドモの園幼稚園」は戦後も経営を続け、地域住民から高い評価を受けて今日に至っている。昭和23(1948)年11月19日、ここに児童を通わせる母親たちの有志が集り、地域に開かれた母親図書館を作る計画を立ち上げ、開設の運びとなった。その名称は「コドモの園マザーズライブラリー」。やがて園舎の増改築が完成した昭和61(1986)年3月、東京都から認可が下りて「学校法人東育学院」となり、こちらは経営上分離独立した。
- 16 松島正儀「施設と民生委員」、民生時報、第16巻9号、昭和22年9月13日、2頁。
- 17 松島正儀、前掲書、2頁。
- 18 松島正儀「最近における児童問題の家族的背景」、社会事業、第41巻6号、昭和33年6月、3頁。
- 19 松島正儀、前掲書、9頁。
- 20 松島正儀「施設がした地域福祉活動」、月刊福祉、第44巻3号、昭和36年3月、48頁。
- 21 松島正儀、前掲書、49頁。
- 22 「福祉施設の社会化活動報告」、東京都社会福祉協議会、昭和55年12月、28頁。
- 23 長谷川重夫「地域とのつながり」、児童福祉研究、第8号、東京都社会福祉協議会、昭和60年、98頁。

8 人権擁護を土台に——運動を支え、リードする

昭和54(1979)年は国連が定めた国際児童年にあたり、9月29日、全国社会福祉協議会養護施設協議会の主催による公開シンポジウム「親権と子どもの人権」が開かれた。このシンポジウムの企画、実施にあたり、終始中心的な働きをしたのが松島である。

「親とは何か」、親権のあり方を軸に、民法改正に迫る内容をもった親の人権、子の人権という面で意味あるものであった。これを支援した団体は非常に幅が広く、日本新聞会、NHK、民放連盟、日本弁護士連合会、全国並びに東京人権擁護連合会であった。しかし主唱者はあくまでも全養協で、11年以前から子どもの人権を守るため、朝日新聞社講堂で公開討論会を開催し続けてきた民間組織である⁽¹⁾。

全養協はこの11年前、すなわち昭和43(1968)年12月、「親の権利のみが不当に主張され、義務は果されない」現状や、そこから生まれる様々な児童問題を引き受けている施設側の課題意識をベースに、広く社会に訴え、世論を喚起し、受け入れる施設側の問題、かつそれを複雑にしている社会の側の問題を総合的に問う試みを行った⁽²⁾。国際児童年にあたって松島の行ったことは、児童問題は国内規模で生じるばかりでなく、近隣諸国を含むテーマとなり、「自国内と共に国際的にも協力研究、並に運動の輪を拡げる方向で、その責任を分かち合いたい⁽³⁾」という。このような盛り上がりとともに、社会的な関心も呼んで子どもの人権集会を発足させた。その後の経過に触れてみる⁽⁴⁾。前提として「この子どもたちは、施設にはいるまでに、いかに

も人権を無視されてきたが、“この現象を見よ”と社会に訴えるため、松島園長が会長をしている全国養護施設協議会が初めて資料集『子どもの人権を守るために』を刊行した⁽⁵⁾」ことが挙げられる。児童養護施設が社会の付託に応えるべきことについては、「こんなことでは現代の養護施設に課せられた役割を果せませんよ」と迫り、子どもの人権保障に触れている。そのためには「まず劣等処遇の実態を自分のほうから国民に示して、施設の子供を守るということは、関係者だけではなく、もっと広く国民の参加を得る。そういう方向の中で子供の人権を考えようじゃないか。こういうふうみなさんがお決めになったわけです。それで、この考えがまとまったところで朝日新聞にご相談にあがった」と説明する。こうした行動に自身を駆り立てたものは何であったか。さらにいえば、松島は当初社会に訴えるというより直截に「私は施設の子どもにかわって人権訴訟をしようと思った⁽⁶⁾」と証言している。訴訟の相手が誰であるかは問わないとして、思い詰めるような雰囲気のもと、この企画を立て、「これをやれば、私はうっかりすると東京育成人園長をやめなければならないという事態にまで発展するという予想⁽⁷⁾」していたことから分かるように、これは職を賭しての試みであった。はじめ、全社協の幹部に提案すると、返事は「大変結構ですが出来ません」。しかも、実施段階になってなお「人権集権については、全社協からも、いや厚生省からも非公式にでしたが『やめられないか』との圧力がありました⁽⁸⁾」という。勿論、松島はこれをはねつけた。この人権集会はその後10年間継続し、松島は終始これをリードした。

子供自身これを訴えられない以上、まず子供を集团的に受けている施設の私たちが国民にその実態を示して、子供にかわって世に訴

える。奪われている子供の人権を子供にかわって世のおとながこれを正す必要がある⁽⁹⁾。

シンポジウムに参加した講師は延べ67名に上り、この集会を契機として児童の作文集刊行の企画が生まれ、ここに応募、参加した作文の総数は、驚くなかれ5,000編を越えた⁽¹⁰⁾。さらに、この試みは社会に対してばかりでなく、養護実践に携る者にも示唆を与えるものであった。抽象的ではあるが「そのためには科学に根ざす人間関係を理解する学問を学んだ従事者が必要だ⁽¹¹⁾」と指摘したことについて、それに応えた一人が村岡末広で、「私どもが子どもの人権問題に取り組みば、取り組むほど、実はその課題はもろ刃の剣なんですね。現場がどれだけ本当にこの問題を、われわれ自身の中心に生かし得ているのかということが非常に問題⁽¹²⁾」となり、自己批判にはね返ってくる。児童養護自身にも人権に関わる課題や責任はないかという問いかけの前に、施設従事者は襟を正さなければならない。村岡がこの運動は「もろ刃の剣」だと指摘したことについては、別の言及がある。

人権集会は、外からも内からも揺さぶられながらも10年やり通した……人権集会は厳しい課題を出してしまったわけです。子どもの人権を守れということは、同時に両刃の剣でして、施設の実践そのものも社会から厳しく問われる。それを、あえてうけて問題提起をする⁽¹³⁾。

昭和53（1978）年5月の第10回「子どもの人権を守るために」集会をもってこの試みは終了⁽¹⁴⁾、全養協「人権集会特別委員会」はこの後「人権問題特別委員会」と変わり、施設内での人権に関わる問題対策、予防に努めた。昭和55

人権週間シンポジウム

テーマ

子供の人権は守られているか

とかく他人への思いやりを欠く現代の世相は、ついに家庭の中にも波及しつつある。その中で自らの権利を主張する場も手段も持たない子供の“声なき声”には、耳を傾げなければならないのではないだろうか。
そこで、どのような声があるのか、大人の行為が子供の目にどのように映っているのか、子供に代って各々の専門家が発言します。
これを機会に、私たちが自分自身の問題として、子供の人権について考えてみませんか。

~~~~~

期日・12月4日(金)

時間・PM1:30~4:30

場所・第一生命ホール

~~~~~

講師・岡 宏 子 (聖心女子大学教授)
副 田 義 也 (筑波大学教授)
福 田 垂 穂 (矯正保護審議会委員)
宗 像 なみ子 (日本子どもを守る会常任理事)
(東京家庭裁判所調停委員 (五十音順))
司 会・松 島 正 儀 (児童養護施設東京育成園理事長)



●主催/法務省・全国人権擁護委員連合会
●後援/読売新聞社

●入場無料、お誘い合わせのうえご来場下さい。(記念品進呈) ●お問い合わせ先:法務省人権擁護局総務課 TEL(03)581-1558

(1980)年1月、全養協は「親権制度改善のための民法および児童福祉法改正についての意見」書を発表、行政、民間に対して「健全な心身発達を阻害する重大な人権侵害の事実がある」ことを踏まえる時、「最も大きな要因の一つとして現行民法の親権に関する規程を始め、児童福祉法等関係法令ならびにその運用面が子の福祉に細かい配慮がなく、逆に親のエゴイズムが許可されるという親中心のままに多年に亘って推移している」問題のあることを掲げている。松島個人の履歴をたどると、戦後人権擁護委員制度が法務省の管轄下で成立した時、最初から同委員を引き受けてきた。戦前において司法保護制度に関わった松島は自然の選択で、晩年には、東京都人権擁護委員連合会名誉会長に推され、生涯を通じて人権問題に取り組んだことが分かる。

人権的視点が不明確で、法により措置権が行使される時点では、特に子どもの側に立ち、子どもに代って福祉権の保障に問題を残していないかどうか、児童福祉の理念に照し、その育成責任の面から人権的視点での検討が基本的に必要である⁽¹⁵⁾。

社会福祉界には戦前からの慈恵的、恩恵的実践が残っており、松島はそれを人権的視点から問題とし、「全養協は今後とも、民間性の内容である創意性、実験性、地域性及び権力に対する批判性をふまえながら、組織体として充実し、発展してゆく方向が大切⁽¹⁶⁾」であると述べた。

最近の新聞その他報道には、捨てられる子ども、虐待される子ども、親の道連れ心中など、子どもが生命を奪われ、また危険にさらされている事件が増加しつつある。都市化、工業化の激しく進むなかで、国民生活は大きくゆさぶられ、家庭崩壊の現象等の発生で、子どもはますます不安な位置にさらされているし、その成長発達に、さまざまな影響をかもし出している。幼児は、特に乳児は「例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない」という児童権利宣言の趣意も、現代の社会的、経済的圧力が育児に優先するかの如き状況もあり、母性の労働強化を乳児期の育成に対する権利と併せて考慮すべきである。社会的保育の諸条件が極めて不備なるなかで、極端に母性を労働に参加せしめる傾向、問題のうえより放置させるべきでない。子どもの権利を考えると、現代の家庭の状況をぬきにして考えることはできないが、また一家庭、一両親のみでは解決しがたい問題のあることも今日の特質である。児童権利宣言の採択十周年を記念するこの年、すべての児童

が例外もなく、差別を受けずに、生きる権利をはじめ、適当な栄養、住居、教育の道を保障されるよう、市民への啓蒙を盛にすることともに、国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童の健全なる育成の責任について一層人権意識を高めて、子どもの人権を保障されるよう強く要望する⁽¹⁷⁾。

英語でLife Phoneという孤独ななかにあつて、特に自殺をはじめ精神的な危機状況に直面している人びとを励ます民間団体による活動がある。「いのちの電話（Life Phone；Crisis Intervention Telephone Counseling）」という、特定のモラルや信条、価値観を押しつけるのではなく、隣人性を生かして相談に乗る活動がイギリス、オーストラリアで始まり、日本には昭和44（1969）年、東京で開設、1971年10月ドイツ人宣教師ヘッドキャンプの提唱により「東京いのちの電話」と名づけられ、本格的に発足した。昭和52年には全国組織に拡大、日本いのちの電話連盟となった。まず、松島の発言から。

私は命の電話というのに初めから関係していますが、それを利用する人はおどろくべき数字をもって急速にのびているということです。4台の電話を並べて24時間勤務体制で、6ヵ月訓練した人々がそこにおられますが、対応できないくらい、東京の社会には、いわゆる孤独に悩む人々が多いのです⁽¹⁸⁾。

松島の個人史からいうと昭和46（1979）年、日本基督教社会福祉学会会長に就任、前年に長年務めた東京育成園長の職を長谷川重夫に譲って、自身は法人理事となり、第一線から退いた。やがて昭和57（1982）年、「いのちの電話」理事長となり、思想的にはこの基督教社会福祉実践に力を入れることになる。

「いのちの電話」は苦悩多い現代に生きる者が、互いによい隣人になりたいという願いから生まれた運動で、クリスチャンの有志によって始められた仕事である。開拓された広い意味の基督教社会福祉事業である。基督教社会福祉は公が福祉責任をとると称しているその責任について、内容その他、究明をきびしくし、対象のために批判を高め、改善を進める必要を痛感する⁽¹⁹⁾。

当初はボランティア活動から始まり、さして世間に知られることもなかったが、やがて社会福祉法人となり、運営についてもその財政基盤の安定を図ることに努力を傾けた。

- 註1 基督教社会福祉学研究会、第12号、昭和54年12月、2頁。
- 2 昭和26年、人権擁護委員に委嘱されたことが契機となった。
- 3 基督教社会福祉学研究会、第12号、昭和54年12月、3頁。
- 4 問題点は、児童福祉施設は児童福祉施設最低基準改訂の遅れである。このことは、われわれ施設関係者からの多年の要求のみでなく、すでに昭和42年に全国人権擁護委員連合会の大会で指摘され、また近くは昭和56年2月に日弁連より発表され、「養護施設をめぐる法的諸問題」でも厳しく論述されていることであり、多言を要しまい（児童養護、第15巻4号、昭和60年2月、3頁）。
- 5 東京朝日新聞、昭和43年12月14日。
- 6 児童擁護、第9巻3号、昭和53年12月、36頁。
- 7 前掲書、37頁。
- 8 「松島先生を偲んで」、基督教児童福祉、第11号、1997年9月、19頁。
- 9 吉田久一他編「昭和社會事業史への証言」、

- ドメス出版、昭和57年9月、40頁。
- 10 この作文集は「泣くものか—子どもの人権10年の証言」(亜紀書房、昭和52年)にまとめられた。
 - 11 吉田久一他編、前掲書、41頁。
 - 12 児童養護、第7巻3号、昭和51年3月、11頁。
 - 13 「養護施設40年」、全社協養護施設協議会、昭和61年10月、23頁。
 - 14 昭和54年からは形を変え、養護児童の人権と親権を検討するための研究会を立ち上げた。
 - 15 松島正儀「全養協の今後に望む」(「養護施設の30年」、全社協養護施設協議会、昭和51年9月、296頁)。
 - 16 松島正儀、前掲書、297頁。
 - 17 東京都人権擁護委員連合会、昭和44年11月4日。
 - 18 第3回カトリック社会福祉全国大会における講演、カリタス・ジャパン、昭和53年11月、45頁。
 - 19 松島正儀「基督教社会事業の現代的課題」、基督教社会福祉学研究、第7号、昭和49年5月、6頁。

9 キリスト教徒としての軌跡

松島とキリスト教の個人的な関わりを語るためには、幼児洗礼を受けて育ったハリストス正教の体験、無教会主義者、浅野猶三郎の影響を受けてプロテスタントに改宗したこと、さらに日本基督教団に所属し、上高井戸教会、経堂北教会に移ったことに触れなければならない⁽¹⁾。プロテスタントに改宗したのは戦前のこと、太平洋戦争が始まる直前の昭和16(1941)年11月、設立認可のおりた日本基督教団は国策に従って教派、教会の統合を行った結果設立した。戦後も同教団はほぼ戦前の組織体制を維持した。松島もこうした教団組織のなかでレイマンとして

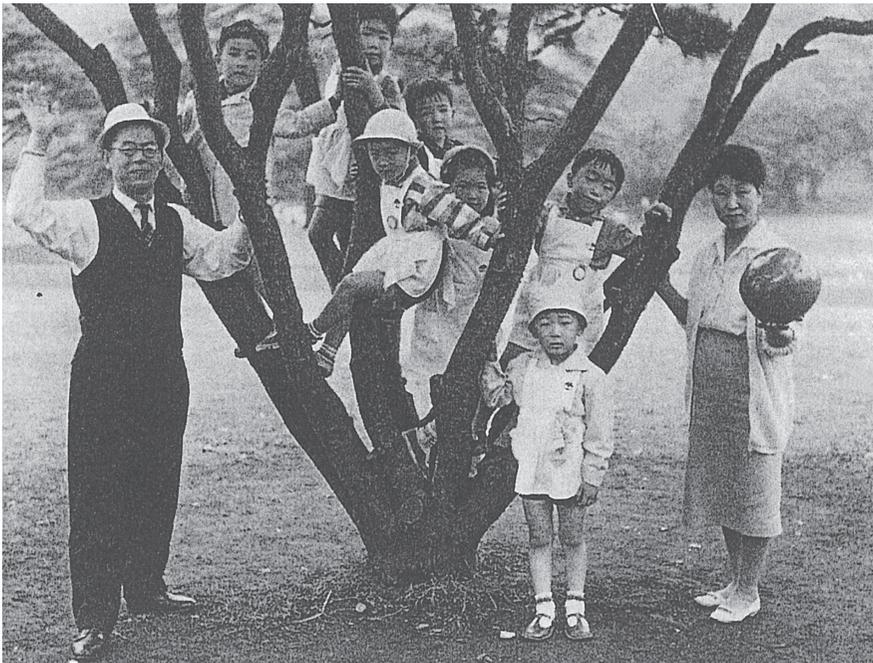
キリスト教主義を掲げる児童福祉施設を経営した。戦後の動きに触れてみよう。終戦の翌年には宣教師代表がアメリカ合衆国から来日、22年には日本基督教団をはじめ8教派、ミッション・ボードと協議し「連合委員会」(IBC)が結成された。やがて「内外協力会」(COC)となり、23年2月には正式発足となった。ところがこの組織には社会福祉業界は含まれず、その支援も話題にならなかったため、キリスト教系の社会福祉団体は独自に「基督教社会事業同盟」を結成、活動を開始した。その間の事情については、それまでの「教会は社会事業と深く関わることを避け、福音宣教と教会形成に専念しようとしたのであろう、一部を除いては宣教師や篤志家のグループや個人の手任せられ、教会が社会事業への責任を負う態勢は、戦後まで持ち越されることになった⁽²⁾」という。一方、社会福祉に対する国や地方自治体の公的責任が明確となり、どの業種においても戦前からの民間中心活動が、国公立の施設を始め公立化の動きが目立つようになった。制度の運営も公立施設を基本とし、民間はその補足的役割、あるいは並立的役割にとどめる方向で実施されるようになった。加えて公私分離の原則が行き渡ると民間施設にも公共的性格が強調されるようになり、その私的な側面、例えば宗教活動などは、それまでの様に自由に、あるいは宣教活動と一体化する様な形では行なわれにくくなった。戦前からのキリスト教社会福祉の実践的対応に修正が迫られるようになったのである。その隘路については、阿部志郎が次の様にまとめている。

もはや伝道を目的とする社会福祉の営みは許されないから、匿名的行為とならざるをえない。この匿名化を積極的に受け入れ、信仰のパントマイム的実践としての社会福祉事業

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）



園庭にて



ピクニックの途上（新宿御苑にて）

を、教会の業として包含するところにエキュメニカル運動に導かれた現代キリスト教の宣教理解がある⁽³⁾。

ここで言及される「信仰のパントマイム」は、実践のための方法概念なのか、説明のための比喩なのか、やや分かりにくいのが、戦前の運営において伝道と深く結びついたことを修正、「社会福祉は信仰のパントマイムなのであって、言葉によるのではなく、手と足で福音を宣教する匿名化された業と理解する⁽⁴⁾」。しかし、それは施設の運営、処遇の具体的な在り方として「キリスト教」を分離、分立させていくことになり、日常生活の在り方としては宗教性、とりわけキリスト教信仰の浸透という側面からみるなら空洞化が進んだ。この問題は戦後一貫して問われ続けたもので、2004年7月、日本キリスト教社会福祉学会は、その「存在意義と使命」に関連して、いまだ「キリスト教社会福祉実践の明確な定義として定着したものはない⁽⁵⁾」とし、理念と実践を一元化した論理を獲得する迄に至らず、結果としてキリスト教社会福祉の実践的エートスを弱体化、消滅の方向をたどる実態を示すことになった。

公的社会福祉が制度的に拡大、充実していく中で、キリスト教社会福祉における先駆性、開拓性は衰退せざるを得なかった。信仰的エートスに押し出された社会福祉構築の原点を支えた人権思想や社会連帯の理念は、官僚的な社会保障政策の中に埋没せざるを得なかった⁽⁶⁾。

阿部と並んで、戦後のキリスト教社会福祉をリードした嶋田啓一郎の場合も、この一元化には成功していない。彼は竹内愛二、松島正儀に続く日本基督教社会福祉学会の会長職に就いた

人物であるが、「聖書の福音を単なる理論の場で論議するのではなく、むしろ実践現場に生きて働く聖書のことは光、道、まこと、愛の探究への責任に、全力を傾注することを主眼とするところにある。現場実践を離れて、私たちの学会に存続の意義はない⁽⁷⁾」というところからいえば、キリスト教社会福祉はその実践を体系化、深化することのなかに固有性を見出すことができる。そしてその実践とは、「キリスト教精神の強烈な国ほど、人格主義的福祉活動が積極的となるのは偶然ではない⁽⁸⁾」というように、「精神」や「文化」、つまりキリスト教が浸透した「文化の優れている国ほど、社会福祉における価値観の影響は大きく、統一的人格の確立による自己実現ニードは熾烈となる」とみた。「精神」(宗教)と「実践」(福祉)の関係に限っていえば、理想的な「精神」こそが優れた「実践」を招くという形式論理と、同語反復の背理に陥っている。嶋田における理解を紹介したが、では松島の場合はどうであろうか。キリスト教徒としての松島の姿は間違いなく篤信の教会員である。牧師、四電揚⁽⁹⁾によると「多忙な生活の中で、毎週ほとんど欠かさずに主日の礼拝に出席しておられました⁽¹⁰⁾」。次に、教会と社会福祉のつながりについて、「教会は未だに福祉的責任の活動によき理解を示さず、支援も、声援も、奨励も大局的には無に等しい⁽¹¹⁾」と厳しく批判する。従って、こうした現状を打破するため「教会は教育とともに社会事業を通して宣教してゆくという方針を打立てている今日、教会が神の栄光と人間の幸福を共存させる方向で、或る種の責任を意識してほしい⁽¹²⁾」という。嶋田と比べて、明らかに現場実践に信仰のスタンスをとり、教会の役割に踏み込んだ論を立てた。それは松島がキリスト教徒として現場実践に長く携ってきたことと関係があり、信仰やキリスト教らしさは、福祉実践のなかに

あって養成されるものという理解から導き出された。その意味では「教会」と「キリスト教社会福祉」は一体的な関係にあり、双方にとってそれぞれが不可欠な課題になる。従って、現状は「教会が生き生きとしていないと同様に、基督教社会事業者も生き生きとしている感はうすかった⁽¹³⁾」のであり、原因は次の様なところにあるとみた。

キリスト教的独自性とか、キリスト教社会福祉の固有の領域という問題は、人格と人格との接触における意義、施設においても人間においても、温かさを感じるとか、音色という表現をもって示される内容の具現に、重要な関連を持っていると考えられるし、また主体性の確立に要因となるものであると考えられる⁽¹⁴⁾。

ここで松島がキリスト教徒として研鑽を積んだ若き日、とりわけ生江孝之とのつながりについて振り返ってみる。松島のプロテスタント信仰は、繰り返すまでもなく無教会主義の浅野猶三郎、大賀一郎との関係から分かるように、正統的福音主義とみてよい。伝統的、保守的な聖書信仰に基盤を置いたものである。つまり、「汝の隣り人を愛するという、聖書の信仰、その倫理観に立つ人々が教会の積極的支援を得て、増えていくことを期待している⁽¹⁵⁾」。教会は聖書の信仰に立つキリスト教徒を養成する、そのことはキリスト教社会福祉にとって不可欠の前提条件であり、それがうまく機能していないから、「キリスト教社会福祉活動、とりわけ施設実践の場に於て、クリスチャン・スピリットの形骸化とか、後退について憂慮ありとの声を耳にするが、実は筆者（松島）もひそかな憂いをいだく⁽¹⁶⁾」ことになるのだという。この点で松島に影響を与えた生江は、昭和初期の日本基督教

連盟において「社会信条」の制定に深く関わった人物であり、教理的にはメソジスト派に属し、青山学院では松島の先輩筋にあたる。社会福祉へのオリエンテーションをその教理的特徴から導き出すことも不可能ではないが、松島は主として教会論から学んだ。すなわち、「日本の教会は信仰と生活との直結観に立ち、福祉の責任を負うという共同体性の原理を意識する点については聊か不十分である⁽¹⁷⁾」と考え、それを敷衍してキリスト教社会福祉が原理的な特徴として持つべき民間性について、ひとつの結論を得ている。つまり、松島にとってキリスト教と民間性は、その原理的なレベルにおいて離れがたく結びついている。

公的支配と非支配とを考える場合、公的支配のもとにある民間施設活動についても、対象の権利保障はサービス内容に於て平等の原則が貫かれ、公私が平等に、対象者のミニマムを実態的に保障されていて、差別があってはならないし、ミニマム以上のサービスについては民間性が生かされるであろうキリスト教施設の優位性を期待できるのではないか。この優位性は常に実験的、開拓的にサービスの向上を発展させ、国の福祉水準の向上に資するものと考えられる⁽¹⁸⁾。

松島の主張が著しく実践論に踏み込んでい、その特色はどのようなところにあるのだろうか⁽¹⁹⁾。前提条件として掲げたのは、「基督教社会事業が社会的役割を果し、その責任を明確にするためには、当然クリスチャン・ソーシャルワーカーの配置が必要不可欠である。しかも激動する現代社会のニードに対決していくためには、専門家の高い資質の充たされたワーカーが必須の条件である⁽²⁰⁾」。昭和40年代から50年代にかけて、福祉は労働か、そうではないかと

いう論議があった。労働の対局には「聖職」観が残存していたが、単なる労働ではないと主張する松島にとって、その拠り所は聖職論でなく、専門職論に結びついた。また福祉労働論を一概に否定せず、むしろ「愛の寛容によって受け入れたい⁽²¹⁾」という。全養協のリーダーであり、人権運動にも深く関わった松島にとって福祉労働は従事者の基本的な権利を護り、育てるうえから肯定されなければならない。「信仰ある施設長と優秀な職員集団のなす業、行動にかかっている」とみたのが斯業であり、キリスト教主義と専門職論を結びつけて実践的に望ましい方向に向かっていく⁽²²⁾。こうした特徴からみえてくるのは松島のキリスト教社会福祉論が、包含性、全体性を性格とし、専門性、労働性を機能として成立しているということ。その運動論も、既述の実績から分かるように対決的な姿勢はとらず、あくまでも説得と世論の喚起を目指したものになっている。そこで、「処遇内容の充たされた、特に精神面に於て信頼関係の成立する施設として存在してほしい⁽²³⁾」と訴え、振り返って見れば、それが「クリスチャンワーカーにより充たされたいとは、われわれ共通の願いである。然し教会側はこの意味を積極的に理解しようとし⁽²⁴⁾」ので困ってしまうと、これまた相手を変えて訴えるのである。昭和57(1982)年6月5日、日本キリスト教社会事業同盟の理事長に選出された時、自身の歩んできた途を振り返り、「キリスト教社会事業者としてもそれにふさわしい魂の基盤に立つ者でありたい」と心情を吐露している。松島にとって「魂の基盤」になるところ、そこがキリスト教社会福祉であるということである。

註1 信仰の方はその後プロテスタントにかわって家庭学校の中に設けられた上高井戸教会の会員となり……役員は全部クリスチャン、現在

18名の従業員も一人のこらず信仰に入り、祈りを一つにして年々に事業を拡張してきた(キリスト新聞、昭和29年11月13日)。

- 2 阿部志郎「キリスト教と社会福祉の戦後」、海声社、2001年6月、103頁。
- 3 阿部志郎、前掲書、114頁。
- 4 同書、221頁。
- 5 キリスト教社会福祉学研究、第39号、2007年4月、89頁。
- 6 前掲書、89頁。
- 7 日本キリスト教社会福祉学会編「社会福祉実践とキリスト教」、ミネルヴァ書房、1998年6月、4頁。
- 8 「日本キリスト教歴史大事典」、教文館、1985年、639頁。
- 9 日本基督教団経堂北教会牧師であり、後に東京育成園の理事長になる。
- 10 四竈揚「式辞」、基督教児童福祉、第11号、1997年9月、7頁。
- 11 松島正儀「基督教社会事業・教育の苦難」、基督教社会福祉学研究、第5巻1号、昭和48年3月、1頁。
- 12 松島正儀「社会福祉優先の施策を」、キリスト新聞、昭和49年1月1日。
- 13 松島正儀「基督教社会事業の現代的課題」、基督教社会福祉学研究、第7号、昭和49年5月、2頁。
- 14 松島正儀、前掲書、2頁。
- 15 基督教社会福祉学研究、第18号、昭和61年3月、3頁。
- 16 前掲書、2頁。
- 17 松島正儀「基督教的社会事業家の教育・訓練」、基督教社会福祉学研究、第2巻1号、昭和44年7月、1頁。
- 18 松島正儀「基督教社会事業の現代的課題」、基督教社会福祉学研究、第7号、昭和49年5月、3頁。

- 19 松島の「キリスト教社会福祉」に関する性格規定は次の様になる。「キリスト教社会福祉の働きは、キリスト教信仰を持った人々によってなされることが望ましい、というよりはこれが特質であり、本質である。ここに価値観があるのである。それは施設の仕事であれ、地域社会の仕事であれ、クリスチャンによってなされるところにキリスト教社会福祉活動の意味がある」(日本基督教社会福祉学会他編「キリスト教社会福祉概説」、日本基督教団出版局、昭和53年、6頁)。
- 20 松島正儀「基督教的社会事業家の教育・訓練」、基督教社会福祉学研究、第2巻1号、昭和44年7月、1頁。
- 21 松島正儀「福祉労働を考える」、基督教社会福祉学研究、第9号、昭和51年5月、2頁。
- 22 福祉労働論は1970年代の社会福祉業界で公私にまたがる研究、実践テーマとして最も注目された。松島は伝統的、かつキリスト教を背景とする「献身」「奉仕」といったカテゴリーを肯定しつつ、現場実践者として福祉の労働的側面については積極的に取り上げ、課題解決にあたった。
- 23 松島正儀「学会30年の回顧と展望」、基督教社会福祉学研究、第22号、1990年3月、26頁。
- 24 松島正儀「理事長就任の挨拶」、キリスト教社会事業、第10号、昭和57年10月、1頁。

むすびに代えて

児童福祉の現場は今日、誠に難しい環境下におかれて、実践に取り組む者にとって決して楽な職場ではない。しかし、今日よりもはるかに困難な問題を抱え、苦闘した時代がかつてあり、松島のような先人が居たことを知ることは、無駄ではない。筆者としては、本当は松島のような“功成り、名を遂げた”人物⁽¹⁾よりも、

匿名で、報いられることのないまま生涯を終えた人びとにより深い関心を持つが、残念ながらそうした人びとはまずもって自身の記録を残さず、周囲から注目されることもなく、歴史のあなたに消えた。筆者は、個人的にそうした例を全く知らないわけではないが、文章にできない以上、どうしても松島のようなケースが研究対象になってしまう。しかし、「下積みの米や虫喰い、鼠喰い」と詠まれた人びとを念頭に置いてまとめた。女婿の長谷川重夫が、松島には「人間的な弱さが多くあったことも身近かな一人として知っています。皆様方にご迷惑をおかけしたこともありました。しかし、人間としての弱さを自覚する故に、神様の御前で静かに祈る信仰を努力して持ち続けた人でもあった」(ともがき、第15号、1997年12月)と記していることから分かるように、彼は何よりも努力の人、工夫の人であった。裏表のない誠実な人格者であった。若き日に、斯業に関わらざるを得なく心悩み、苦しんだ時のことを、いま一度想い出してみよう。

一つは自己の生活を考えていたからです。しかしこれを全部捨てなければならないということが自分自身に対して踏み切れなかったんです。つまり当時は、社会事業では飯は食えなかったのです⁽²⁾。

文字どおり「食えなかった」、飢餓の不安を園児とともに幾度も経験している。筆者が作成した「月額俸給」表をみれば分かるように、これで妻子を抱えた私生活を満足に営むことはかなり難しい。にもかかわらず、その淡々とした日常的取り組みからそうした苦難の雰囲気窺うことはできない。次に幾駒か晩年の風景を紹介しておく。

各部屋部屋を案内されて廻って見たが、非常に合理的な、しかもほんとうに従事者の方々の暖かい配慮が行きわたっているのにす



講演する松島



終焉の地

戦後における松島正儀の生涯と思想（2）

松島正儀の月額俸給
(円)

年 月	金 額
昭和23. 4	2,500
24.10	3,800
26. 5	6,000
27. 3	8,000
28. 3	9,000
29. 4	15,000
30. 4	15,600
31.10	15,600
32. 4	15,600
33. 4	16,300
34. 4	16,300
35. 4	17,300

ぐ気がついた。少くとも自分達の部屋よりも、ここの部屋の方がきちんとしており、個性的であったが、ここに至るまでにはやはり長い歴史的な経験と、たえず科学的な探究心がなければなし得ない事であろう。此処の子供たちに会って見ても、想像していたような「施設の子」というような陰はミゼンもなかった。皆んな個性的にのびのび育てられ、しかも園長以下従事者諸君の大きな正しい愛情に導かれているということが感じられる。さらに子供たちにとって最も幸福なことは、いつも地域の人々にガッシリと支えられているということ。言葉を換えてみれば東京育成園というものは地域社会に深く根を張り、地域の人々にとってはなくてはならぬ存在になっているということである⁽³⁾。

日常の中では「園のお父さん」としての顔も多く見られました。例えば幼児とかくれんぼに興じたり、中学生の子と将棋を楽しんだり、卒

園生の相談に深夜まで応じたり、疲れて見える職員に通りすがりにキャラメルをひと粒渡ししながら励ます等ということもあり、そんな時には、独特のユーモアや温かさが感じられる⁽⁴⁾と指摘したのは長谷川重夫であるが、「よくジョークを飛ばしたり、また小さい子どもと遊ぶのが大好きで、かくれんぼしたり、鬼ごっこしたりという時には、本当に子どもになりきってしまう良寛さんのような一面が随分みられました⁽⁵⁾」とも言う。

註1 1997年4月3日、92歳8ヵ月の生涯を閉じた松島の業績に対し、世間は名誉、賞勲をもって報いた。戦前を除くと1954（昭和29）年11月藍綬褒章の授与、次に1963（昭和38）年、人権擁護委員として長年勤めた努力に対して法務大臣表彰、1974（昭和49）年、勲四等旭日小授章、1977（昭和52）年1月、朝日社会福祉賞受賞、1982（昭和57）年10月、東京都世田谷区から世田谷名誉区民として表彰、1986（昭和61）年、東京都人権擁護委員連合会から名誉会長の称号、1991（平成3）年11月、日本キリスト教文化協会からキリスト功労章、1994（平成6）年4月、財団法人石井十次顕彰会から石井十次賞を受賞、1995（平成7）年、東京都から東京都名誉都民として表彰された。

2 第3回カトリック社会福祉全国大会における講演、昭和53年11月11日。

3 福祉広報、東京都社会福祉協議会、1958年12月号、11頁。

4 とものがき 第15号、1997年12月25日、1頁。

5 基督教児童福祉 第11号、1997年9月、17頁。

(終)